

島嶼部の葬儀の変化と盆行事

大分県姫島村を事例に

Changes in Funeral Rites and Bon Events on the Island :
A Case Study of Himeshima Village in Oita Prefecture

HATANO Kyo

羽田野 京

はじめに

本稿は、大分県姫島村を対象に、葬儀の相互扶助の変化を報告するものである。

姫島村の葬儀を担ってきた無常講の役割を中心に、土葬から火葬への変化・葬儀社の発生・働き手の変化について扱う。また8月14日・15日・16日に行われる盆踊りのうち、供養盆についても記述する。

対象とする大分県姫島村は国東半島の北東に位置し、人口は2,108人、世帯数は908世帯（2017年7月末時点）の島である。姫島村は、6つの地区に分けられており、1区西浦は131世帯323人、2区北浦は171世帯184人、3区南浦は165世帯329人、4区松原は311世帯728人、5区大海は58世帯162人、6区は少し距離のある金・稲積の2つの地域で構成されている金・稲積地区からなり、72世帯178人である。1区～4区までは本村あるいは里方と呼ばれる地区で、5区6区は山間部あるいは山方と呼ばれる。

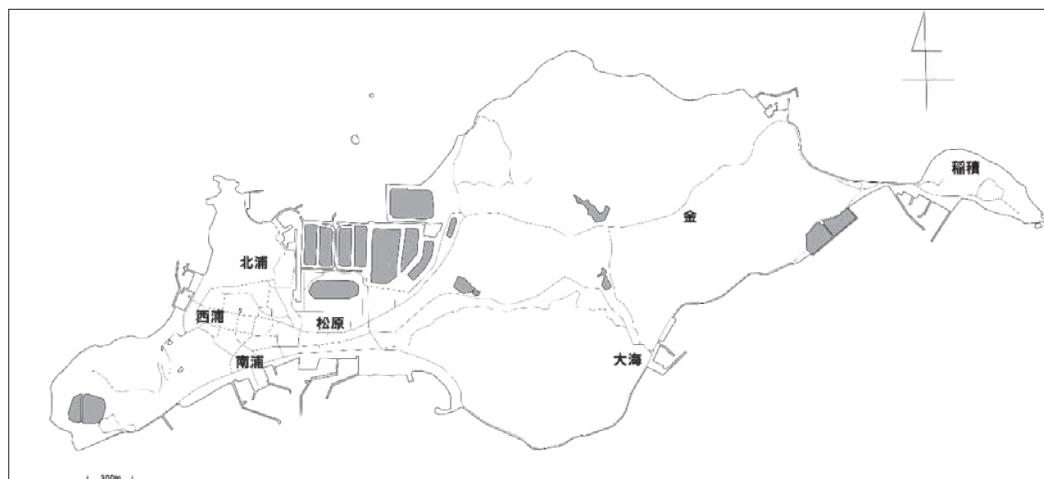


図1 姫島村地図

現在は、杵築藩下にて進められた塩田跡地を活用した車エビの養殖が盛んである他、カレイ・タコ等漁業が主たる生業となっている。また、姫島村役場は、「姫島ワークシェアリング」制度を導入しており、労働人口に対して役場職員の割合は比較的高くなっている。人口としては、平成29(2017)年10月1日時点で2,152人となっているのに対し、一般行政部門での職員数は69名、1万人あたりの職員数で320.63となり、人口5千人未満の144団体で13番目に数値が高い。⁽¹⁾

1. 姫島村の葬儀と無常講の役割

葬儀における無常講

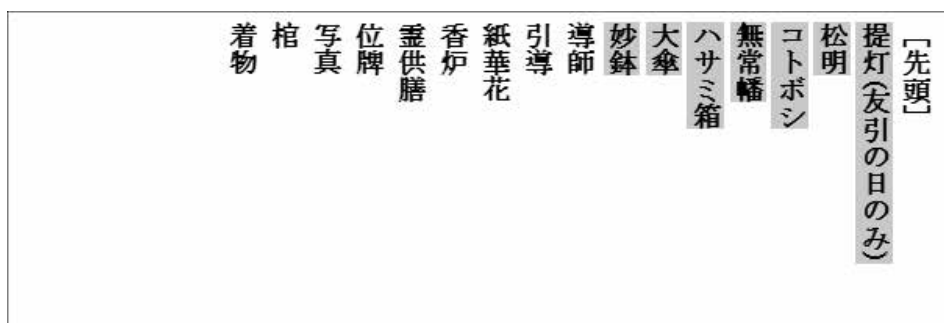
まずは、葬儀運営において中心となった無常講について触れていく。なお無常講の役割については、2区での事例を扱う。

無常講は地縁により、1つの無常講は2～3つの班に分けられている。班内で葬儀が行う場合、葬儀の準備は班を中心に進められる。葬儀における準備等世話を行うことを内無常講と呼ぶ。また葬儀が行う班ではないが、費用の負担を行うことを外無常講と呼んで区別された。なお班の戸数が少なくなると、まれに班が統合も行われている。

無常講の班は、主に葬儀に用いる物品の準備や、葬儀に関わる人々の食事の準備、野辺送りの要員としての役割を担った。『姫島村史』の葬送の項の葬儀の順序として、息を引き取る際の末期の水、枕直しに次いで、無常講に通知が挙げられ、「死者があったことを無常講に知らせる。無常講の人達は、お悔やみにきて、喪主と、葬式の日どり、規模などを聞き、役割、分担を決めて準備にかかる。家人は手を出さない」と記述があり、葬儀の実施において無常講が主体となったことが示されている。また湯灌は無常講の班員ではなく、血縁が行った。老年期にあたる人が座敷の床の間の畳をとり、亡くなった人の身体をお湯で洗う。これを担った人は49日間神前には出ていかなかった。

また感染病等が死因とされる湯灌の場合、使われたお湯は家の床に穴を掘って流した。清め終わっても、土葬は行わず、石を積み浜で焼いて火葬を行った。湯灌を担うのは老年期の島民に限られ、1年間島民達が多く集まるような場には出ていかなかった例もあった。自宅での葬式を終えた後は、野辺送りを行い、焼香場での告別式を行った。

野辺送りでは、提灯(友引の日のみ)・松明・コトボシ・無常幡・挟箱・大傘・妙鉢・導師・引導・紙華花・香炉・霊供膳・位牌・写真・御棺・故人の着物の順に隊列を組む。この内、提灯・松明・



※網掛け部分は無常講員が担う

図2 野辺送り隊列

コトボシ・無常幡・はさみ箱・大傘・妙鉢を無常講の講員が担うことが決められている。棺の上にはスズメドウが必要とされ、形は姫島の墓の形を模しているものであった。棺・卒塔婆・位牌・スズメドウは大工の棟梁が弟子の実力をはかる機会ともなっていた。『姫島村史』には、「棺をはじめ、葬式に使う野道具一切は無常講がつくる。もっとも最近⁽⁴⁾は、農協に既製品が備えられているので、そのまま買ってくる」とあり、発行された昭和61(1986)年では既に製作が行われていなかった



写真1 無常箱

ことがうかがえる。なおスズメドウは土葬がなくなると、次第に作られなくなっていった。

土葬の際には、池堀という埋葬地を掘る役目を無常講員の中から若い男性が担っていた。池堀は3名程度が行い、1メートルほどの穴を掘った。池堀になった無常講員は、草履づくりも担った。

葬儀準備中、班の女性を中心に地区の区民館などを使って、手伝いをしている喪に服す家や無常講員の食事を作った。5区で現在荒神祭りの際に使われている区民館保管の鍋は、無常講でも用いていたものである。このように、無常講は地区の共有物が用いられた。

無常講では、無常箱というそれぞれの葬儀に関する記録をまとめたものを保管している。家人に死者が出ると、無常講内で直近に葬儀があった家まで無常箱を取りに行き、葬儀記録を綴る。葬儀後は講内で次の死者がでるまで保管する。現在2区の無常講では、平成10(1998)年に作られた木箱にて保管されている。

記録内容は、故人の情報・葬儀の回収物と収入・人名・葬儀の支出記録が中心となる。故人の情報としては、基本的に名前と亡くなった日付・年齢が記録されている。2区の無常講の昭和20(1945)年の記録をみると、「昭和拾九年六月戦死」、「昭和20年4月村葬」と記述されている。戦時中の記録では、「空襲による死」、「病死」など、死因についても言及されているものが見受けられる。

回収記録では、講内で集められたものと持ち寄った班員の氏名が記されている。2区の無常講記録をみていくと、昭和20年代までは、白米を回収していたが、昭和30年代に入ると、白米と現金をあわせた回収や現金のみの回収が増え、次第に現金のみの回収に変化している。そして昭和50年代に入ると回収金額は1,000円で統一されていっている。また同じ班内では回収された人の氏名まで記録されているが、無常講内の異なる班は集められた金額の合計のみが記録されている。

支出記録では、購入品や支払い先が記録されている。3例ほど、記録内容について挙げていく。まず昭和63(1988)年の葬儀では、死亡診断書3,000円、火葬場使用料30,000円、A商店80,000円、豆腐店9,500円、米袋30円が支出として挙げられている。

平成2(1990)年の葬儀では、B商店23,328円、農協売店494円、金物店2,100円、うどん屋3,750円、A商店65,117円が支出として挙げられる。また農協売店ではワカメ、商店ではスイカ3個・かぼちゃ・里芋・ゴボウ・筍・金時豆・れん根・大根等購入した品物についても詳細に記述されている。

平成5(1993)年の葬儀では、火葬料30,000円、死亡診断書3,090円、A商店64,155円、B商

故人氏名											
昭和六十三年 月 日 死亡											
行年 歳											
一金千円也											
班員氏名	班員氏名	班員氏名	班員氏名	班員氏名	班員氏名	班員氏名	班員氏名	班員氏名	班員氏名	班員氏名	班員氏名
後班二十五名											

図 3-1 無常講記録 (表)

一、収入		一、支出合計		一、差引き残高		支出内訳		A商店		豆腐店		米袋		池堀は両班とも廃止 班長集金のこと。	
施主一金	二十万円	十二万二千五百三十円	十一万七千四百七十円	死亡診断書	三千元	火葬場使用料	三万円	八万円	九千五百円	三十円					
前班一金	一万五千円														
後班一金	二万五千円														
合計	二十四万円														

図 3-2 無常講記録 (裏)

店 4,061 円、酒店 8,480 円、豆腐店 9,560 円、農協 6,530 円と記録がある。さらに収支の他に献立記録が挙げられている。献立は、煮しめ・きんぴら・盛ませ・酢物・サラダ・白あえ・吸物・煮豆・果物・芋きんとんが挙げられており、項目によっては材料も記録される。煮しめにはジャガイモ・人参・椎茸・レンコン・コンニャク・豆腐・芋の天ぷら・青豆、きんぴらにはごぼう・コンニャク、盛ませには玉子焼・寒天・酢みそ・わかめ、酢物には大根・ワカメ・きゅうり・揚げ、サラダにはジャガイモ・きゅうり・ゆで玉子・みかん、白あえにはとうふ・白菜、吸い物にはかんぴょう・椎茸・ねぎ・ゆで玉子、果物にはバナナと料理毎に用いた食材が詳細に記録されている。あわせて昼食としてうどん・けんちん汁・酢物が挙げられている。

無常講の記録は綴られて保管されているものの、購入品や献立の項目等の記載や、死亡診断書・火葬診断書等必ず出費するものについても、記録の有無が分かれ、会計記録者の裁量に分かれている。

火葬場・斎場の成立

葬儀において、ハード面の大きな変化としてあげられるのが、火葬場・斎場の設立である。現在

の火葬場は平成 14（2002）年に建てられたものである。昭和 41（1966）年 4 月の『村報』には、「改築中の火葬場が完成しました」との見出しで「去る一月から改装中の火葬場が四月十日完成しました。場所は元の位置で、面積は六十六平方メートル。炉は福岡県の太陽築炉株式会社のもを入れました。施工者は姫島村小岩組、工費は建築費、炉合わせて二百四十万円。四月二十日から使用できるようになります⁽⁵⁾」と



写真 2 火葬場（2017 年 8 月筆者撮影）

の記事がある。見出しに「改装」とされているため、昭和 41（1966）年以前に建てられたことは確かであるが、姫島村役場生活環境課の記録等には残されていない。

火葬場が整備されるまでは土葬が行われたが、死者が感染症に罹患していた際に火葬が海岸で行われていた。海岸寺の住職 M 氏は住職になった昭和 27（1952）年当時、火葬はあったが土葬が火葬よりも多かったと記憶しており、この時期は火葬が導入された後、完全に浸透するまでの移行期にあたりと考えられる。火葬がある程度浸透した後も、故人が生前に「焼かないでほしい」と希望をしていれば土葬になった。

火葬が浸透していくと、土葬時は棺を埋める役割であった“池堀”も、役割が変化していった。無常講の記録をみると、葬儀記録とは別に、「御願い 其の都度各班の世話人（池堀）を記入して下さい」との記述があり、この時点で既に池堀が葬儀における世話役を示すものになっていたことがうかがえる。そして、次に綴じられたと思われる昭和 38（1968）年の記録でも、「池堀」として、壺班・弔班・参班それぞれに 1 名ずつ男性と思しき名前が挙げられているが、“火葬した”との記述も見られ、土葬の穴堀としてではなく世話人として記録されたことがわかる。なお昭和 61（1986）年の葬儀記録をみると、池堀として女性 1 名のみが挙げられる。

昭和 63（1988）年の葬儀では、「池堀は両班とも廃止 班長集金のこと」とあり、集金が班長に移行している記述がみられた。この記録により、火葬移行後の池堀が講員からの集金を担っており、その役割が各班班長に移管されたことがうかがえる。平成 2（1990）年の葬儀記録には、「池堀（会計責任者）は、（氏名）」との記述があり、これらの時期が、池堀が世話役として浸透した後、班長へ役割が移行する時期だと考えられる。

火葬場は、姫島村役場生活環境課によって管理されており、使用する際には死亡届の提出後住民福祉課に申請する。以前火葬場には専任の職員がいたが、3 年程度前からは姫島村職員数人によって火葬がされている。使用料は死産児・体の一部等は村民 4,000 円で村民以外 11,000 円、12 歳未満の小人は村民の小人は 8,000 円で村民以外 25,000 円、大人は村民 10,000 円で村民以外は 35,000 円となっている。国東市の火葬場でも、市民 8,000 円市民以外 24,000 円である。

つづいて告別式の場の変化について触れる。野辺送りの後、参列者の焼香を行ったところを焼香場と呼んだ。中央部には、蓮華台と呼ばれる蓮の形をした石でできた台があり、その上に棺を置いた。蓮華台の後ろには地蔵が数体あった。姫島村には真戒寺と海岸寺の 2 つの寺院があるが、その両方で用いられていたものと考えられる。また神道式においては、海岸で行っていたこともあった



写真3 焼香場(2017年8月筆者撮影)



写真4 蓮華台(2017年8月筆者撮影)

ようだが、蓮華台に白い布をかぶせて棺を置き、執り行った例もあった。焼香場や浜などで告別式を行う際には屋根はなく、天候によって左右されるものであった。昭和49(1974)年1月20日発行の『村報』によれば、「焼香場の前面周囲を、高さ一米五十センチのブロック塀でかこいました。全長は三三・八米になります。前にも書きましたが、今まで雑然としていた周辺が、すっきりしたものになりました。神聖な場所ですから今後共汚さないようにしましょう。十二月二十五日完成、施工は本村明石組、公費は十九万円です⁽⁶⁾」と、公費によって焼香場を保全する工事が行われていることがわかる。



写真5 斎場(2017年8月筆者撮影)

この焼香場から葬儀の場が移動したのは、平成4(1992)年に斎場が完成してからと考えられる。斎場は、3区の集合墓地に隣接する焼香場の前に建てられている。姫島村住民福祉課に申請すれば無料で使用することができる。姫島村では、民間が運営する葬祭ホールがないため、葬儀は基本的にこの斎場で行われる。

2. 葬儀屋の台頭と家族葬

無常講から葬儀屋への移行

無常講を中心として進められていた葬儀の準備運営に大きな変化が訪れたのは、生業の変化と葬祭業者の成立である。『姫島村史』には「焼香場の諸準備は無常講の担当である。他地方では現在(昭和五十九年頃)葬儀一式を葬儀社に依頼する処が多く、かなり田舎まで浸透している。一が、姫島には葬儀社はなく、他地区の葬儀社に依頼する向きも極めて少ない。準備も撤去も無常講の手によって行われている⁽⁷⁾」と、葬儀社が島内にないこと・利用も浸透していないことが記述されている。

しかし島外に出て働く人や役場に勤務するなど、定時のある仕事を持つ人が増え、同時に葬儀の度に時間をつくり、講に加わることが難しくなっていく、姫島村にも葬儀屋が成立した。葬儀屋は島民による個人経営で、現在2件ある葬儀屋双方ともに、葬儀屋と別事業との兼業である。

現在葬儀屋と運送屋を営むA氏は昭和13(1938)年に生まれ、葬儀屋を営む友人の手伝いに行ったことをきっかけに、30年ほど前から姫島村で葬儀屋を始めた。霊柩車には登録が必要であった

こと、当時姫島には郵便局しかなく、島民はフェリー乗り場まで荷物を取りに行かねばならなかったことから、運送屋も始めた。現在（2017年時点）は同じ地区に暮らす娘達とともに葬儀屋と運送屋を営んでいる。

徐々に葬儀屋に頼むことが島内で浸透していくと、石材店を営んでいた島民B氏も葬儀屋を始めた。B氏は、集団就職により東京で働いていたものの、父親の体調が悪くなり島に戻った。その後、石材店を営んでいた島民に後を継ぐ子どもがいなかったため、B氏が後を継いだ。そして平成7（1995）年頃、石材店という葬儀に関連した仕事であることもあり、周り勧められて葬儀屋を始めた。B氏が亡き後は、B氏の息子C氏が1人で石材店と葬儀屋を営んでいる。C氏は、電気の検針を行っていたが、B氏が亡くなる1月前に検針をやめ、葬儀を引き継ぐことになった。葬儀はすべての作業を1人で行っており、葬儀のうち7割ほどは徹夜で葬儀の準備に取り掛からなければならないほど忙しい。

葬儀の連絡が来ると、すぐに準備にとりかかる。遺体が自宅に到着すると、寺の場合は枕行を行うためのお膳について教えるなどの役目を担っている。お膳はゆでだんご・生だんご・みそ・ごはんが必要であるが、知らない島民もあり、絵で書くなどして伝えている。

香典返しを行う場合には洗剤セットなどに決め、前もって準備している。初盆では、葬儀を担当した家のうち半数以上の家から灯籠の注文が来る。島民と自身の関係性を危惧し、積極的に注文を受けに行くことは避けている。無常講で行っていたためか、姫島村では葬儀に対して島外のように金額をかける感覚がなく、現在も10万円～20万円の範囲内で行われている。40万前後の案内が多い島外と比べると、比較的低価格にて葬儀が行われている。公営の斎場を利用することに加え、島民が個人経営で葬儀屋の成立により、独自の価格設定が行われていることが背景にうかがえる。

無常講が行ってきた準備が葬儀屋へ移行されたことに加え、葬儀屋の介入によって生じた大きな変化は霊柩車が導入されたことである。島外の病院で島民が亡くなることもあり、葬儀屋により霊柩車が導入されると、自宅から斎場までの道のりも霊柩車で移動するようになった。そのため、野辺送りは葬祭場の前で霊柩車を降りてから祭壇までの短い距離のみとなった。現在も無常講の班員を中心に隊列を組んでいるものの、人数が足りなければ他の参列者が担うといった事態も生じている。また食事の準備についても、女性が定職をもつことが増え人員確保が難しくなったことも影響し、10年程度前から仕出し屋の利用が浸透してきている。

葬儀屋の台頭・仕出し屋利用により、無常講の葬儀での役割は簡略化した野辺送りへの参加と講員の葬儀への出資のみとなっている。無常講役割が減少したこともあってか、葬儀の記録は喪主や家族が行うこととなっている。現在も葬儀による無常箱の継承は行われているが、記録を綴って無常箱で保管するかどうかの選択は自由となっている。

家族葬と情報伝達

姫島村での暮らしにおいて、重要な情報源となるのが、姫島ケーブルテレビによる村内放送である。各漁港の様子や島内行事の案内、島民へのお知らせ、島内のニュース等、島の生活に関わる様々な情報伝達が村内放送によって行われている。島民は基本的にこのチャンネルを視聴しており、紙媒体での配布に比べ非常に浸透が早い。

このチャンネルは葬儀についての情報伝達ツールとしても用いられる。姫島村で島民が亡くなると、死亡届を姫島村役場に提出し、火葬許可書をもらう。この際に、姫島ケーブルテレビでの放送内容の確認がなされる。放送の際には、亡くなった人の名前、日時が示され、葬儀に関する時間が示されることが多い。

島民は基本的に姫島ケーブルテレビでの放送をみて、葬儀の日程や開始時間等の情報を得るが、噂の方が早いことも多々見られる。亡くなった後、故人の住んでいた地区では、遺族から聞いていなくても「亡くなったらしいけど、まだケーブルうつらん。私あさからみよん」といった声が聞かれるなど、姫島ケーブルテレビは最終確認として使用されている場合も多い。また稀に葬儀の誤報が流れることもある。姫島は離島であるため、病人が出ると島の診療所に行き、大きな病院に送られる際には、フェリーを用いることが多い。フェリーで病人が運ばれると、乗り合わせた島民や近くにいた島民によって伝えられていく。患者が運ばれた数日後、霊柩車がフェリーに乗っているのが目撃されると、「数日前にフェリーで運ばれた患者が亡くなった」という噂が流れ、葬儀屋に葬儀の日にちと時間の問い合わせがあった他、喪服をきて葬儀の時間を葬儀屋へ尋ねてきたひともあったようだ。島外との移動はフェリーに限られるために、島外で亡くなる例では特に憶測が回りやすいようである。

近年では、姫島村でも家族葬が行われる。家族葬は、故人は島に住んでいたものの、葬儀を行う親類が長い間島を離れて暮らしている場合などに多く選択される。家族葬の場合は、村内放送の際に、訃報とともに家族葬であることや香典の辞退について報じられる。しかし、報じられていても、「島でともに育ち、長い間共に暮らしてきた」という感情からか葬儀に訪れることや、無常講でお互いに扶助を掛けてきたという感情から香典を持参することもあるようだ。また島外に暮らす喪主が、故人の親類が島に少ないため、あまりにも弔問客が少ないと斎場では落ち着かないと自宅葬を選択したことがあったが、予想を超える人数が葬儀に訪れ家の中に入りきれず、葬儀屋が焼香箱を家の外まで持って出て、まわしたこともあった。

葬儀の情報・家族葬については、2件の葬儀屋が最終的な葬儀についての確認をする対象・喪主側と参列者側の島民の間に立つ調整役としての役割を担っている。

3. 供養盆

踊りの構造・概要

まずは姫島村の盆踊りについての概要を触れる。姫島村の盆踊りは、毎年8月14日～16日の3日間行われる。3日間のうち、8月14日・15日は島内の6つの地区すべてが参加しており、地区ごとに盆ツボと呼ばれる踊り場が設置されるが、1区から4区と、5・6区では距離があることもあり、以前は合同で盆踊りを行っていなかった。合同で行うようになる前は船で1～4区の盆踊りを見物に訪れていた。昭和25（1950）年生まれのD氏は、踊り手であった若いころ踊りに5・6区に踊りにいったとはなく、30年ほど前から始めたと記憶している。また8月14日・15日は、観光客も島外から訪れ、観光客向けの盆ツボが、姫島港近くに設置される。8月16日は供養盆とされ、観光客向けには広報されていない。

8月16日の供養盆の日には、5・6区の盆踊りは行わない。また6区は稲積地区と金地区で構成



写真6 2区盆ツボ (2017年8月筆者撮影)



写真7 観光客向け盆ツボ (2017年8月筆者撮影)

されているが、その居住域はやや距離がある。戸数も多くはないため地区は同じだが8月14・15日で1日ずつ盆ツボを設営して盆踊りを行っており、同日に供養盆もそれぞれ行っている。また5区は、現在8月14日に大師様講の盆踊り、8月15日に供養盆を行っている。

盆ツボでは、中央に太鼓と歌、続いてボンアシを踏むナカオドリが囲む。内側のステップを踏む踊りはボンアシを踏むもので、盆太鼓や盆歌を担う地区の住民、踊り手集団には所属しない地区の住民が行う。外側の踊りもこのボンアシを基本としている。外側の踊りは、踊り手集団によって踊られるものであり、以下「踊り」はこの外側で踊られる踊りを指すものとする。踊り手集団は、踊り毎に6つの盆ツボを巡って、踊りを披露する。踊りは地区で継承され、踊り手も地区から出されている。

姫島の盆踊りは現在も毎年30種類前後の踊りが披露されているが、いずれも共有の歌と太鼓で踊られている。踊りの基本とされるステップであるボンアシを軸に、その年の流行やテレビドラマ等を題材にして毎年新しい踊りがつくられてきた。盆踊り当日の昼に振り付けを考え、踊り手で振りを合わせて踊っていくといったように当日踊りが作られていくこともあった。

創作された踊りの中で評価を得た踊りがあれば再演され、再演を繰り返すことで、次第に継承されてきた。再演について吉川周平は、踊りが翌年も繰り返して上演されるには、単に人の耳目を驚かすだけでは不十分で「その演出をなぞれば再現できるように細部まで演出が決められていること」「それ以前のものと比較して斬新な個性をもっていること」の2つの条件を満たす必要があると指

表1 平成30年度盆踊り演目⁽⁹⁾

	1区	2区	3区	4区	5区	6区	中学生
8月14日	手燭 猿丸太夫	静御前 キツネ踊り アヤ踊り 姫島おけさ	南浦少年消防隊 曾我物語 もちつき踊り	どじょうすくい 沖縄民謡 松原音頭 銭太鼓	タヌキ踊り 田植え踊り	藤道中 権兵衛	銭太鼓
8月15日	祭 猿丸太夫 忠臣蔵	元禄花見踊り キツネ踊り アヤ踊り 三番叟	花笠踊り 曾我物語 フライパン踊り	子供銭太鼓 野崎小唄 六調子 松原Q	タヌキ踊り 田植え踊り	子供権兵衛 権兵衛	銭太鼓
8月16日	姫島小唄 忠臣蔵	尼さん踊り 小坊主踊り 大坊主踊り	権兵衛が種まき	ハワイアン 金魚すくい	—	—	—



写真8 化粧の様子(2018年8月筆者撮影)



写真9 アヤ踊りの準備(2018年8月筆者撮影)



写真10 踊り手集団が回ったことを表す確認印
(2017年8月筆者撮影)



写真11 供養盆祭壇設営(2017年8月筆者撮影)

摘している⁽⁸⁾。また繰り返し再演され、長く継承された踊りがすべて毎年踊られるとは限らず、新作の踊りとともに毎年精査され、踊られる踊りが選択されてきた。村指定無形民俗文化財となる踊りや、観光客に人気の踊りは、14日15日に披露され、8月16日は、14日15日に対し踊りの数が少ない。また子供の踊りを担っていた帰省客も16日になると鳥を出ることも多い。

各地区の盆ツボの準備は区長・駐在員と呼ばれる世話役、地区の青年団団員や婦人会などによって行われている。20年ほど前では、家のわきで化粧をしており、着付けも各自であったが現在はどちらも区民館で行う。

当日、駐在員や区長は踊り手が来た時間の記録や、踊り手の代表が持っている表に踊りを披露したことの記録として印鑑を押す等運営面を担う。太鼓や歌についても、地区の上手な人に前もって頼んでおくこともある。婦人会は、踊りの練習において子どものアイスや飲み物を準備し、当日太鼓・歌い手、ナカオドリの人、巡ってくる踊り手に飲み物・お酒を振る舞っている。また踊り手の着た衣装や襦袢を洗濯し、片付けや化粧道具の管理まで細やかに気を配っている。

2 区の供養盆

つづいて、供養盆について記述する。供養盆は観光客向けの広報はされず、観光向けの盆ツボも設置されていないため、観光客はほとんど訪れず、まれに数年通っているアマチュアカメラマンが見学する程度である。ここでは2区の供養盆を中心に記述していく。

供養盆では、盆ツボとともに初盆の祭壇が設営される。2区では、14・15日は区民館から徒歩1



写真 12 供養盆盆ツボ (2017年8月筆者撮影)



写真 13 供養盆での衣装 (2018年8月筆者撮影)



写真 14 供養盆前の打ち合わせ (2018年8月筆者撮影)



写真 15 供養盆、祭壇撤収 (2017年8月筆者撮影)

分にも満たない距離にある中村公園を盆ツボとしているが、供養盆では、区民館前が盆ツボとなる。区民館前は広さが十分ではないこと、現在コンクリートで固められ踊りに適さないことから14・15日は公園が盆ツボとされ、祭壇を必要とする16日のみ区民館前行われていると考えられる。

供養盆の盆ツボは真ん中に太鼓を置く程度の簡易的なものである。区民館のガラス戸を外し、室内には白と水色の幕を張って、奥には祭壇をつくり、新仏の遺影を置く。祭壇の横には椅子を並べ、新盆を迎える家の代表が喪服に身を包んで座り、弔問に訪れた人を迎えた。

盆太鼓が鳴り、盆踊りがはじまると、島内の2つの寺の住職と神社の神主はそれぞれ盆ツボを巡る。また姫島村村長や村会議員、各地区の代表者である区長や青年団の地区ごとの支部長は、喪服で各盆ツボを巡り、お参りを行う。踊り手集団は14・15日同様に自らの所属する地区から踊りはじめ、各盆ツボを巡って最後に自分の地区に戻り踊りを披露する。この時、踊りを始める前に初盆へのお参りを行っている。

踊りとお参り等は互いに調整が行われるわけではないため、経があげられている中で、踊りが踊られているといった光景もみられる。この日の盆踊りは坊さんなど供養盆を意識した題材が多く、また子供による踊りのみの地区が多い。しかし、近年は供養盆で8月14日・15日に披露されにく

い踊りが踊られる場にもなっている。

供養盆での踊り

2区では、16日に尼さん踊り・小坊主踊り・大坊主踊りを踊っている。尼さん踊りは女兒の踊り、小坊主踊りは男児の踊りであり、大坊主踊りが大人の踊りである。いずれも2人組の踊りで、前を行く方がお玉、後に行く方が鍋をもつ。振りの最後にはお玉をもった方が後ろを振り返り、後に行く方が鍋を被っており、それを「コーン」と音をたてながらたく振りの踊りである。現在供養盆において大人の踊りを恒常的に出しているのは2区のみである。

大人の踊りも基本的には尼さん踊り・小坊主踊りと同じ振りを行うが、大人はテーマに即して変更することは許容されている。また服装も子供の踊りは尼さん・小坊主の恰好と化粧を行うが、大人の踊りは各自自由で他日の踊りにみられるような衣装の統一はない。区民館に保管された衣装を用いる踊り手や各々自作する踊り手と様々である。区民館に保管されている衣装は全身タイツや動物の着ぐるみ、チャイナドレスやナース服、アニメキャラクターの衣装、デビル衣装、そしてかぶりものなど多岐にわたる。個人の具体例を挙げると、平成29(2017)年には、還暦を迎える男性S氏が酉年ということで、ニワトリに扮しており、踊りの振りを変え、最後には卵を産むという動作を行っており、観客を沸かせていた。また平成30(2018)年には春期に放送されたチアガールをモチーフにした映画「チアダンス」を題材にして、チアガールの格好にボンボンをもった4人組みが掛け声とともにチアダンスを行っていた。その年にまつわる踊り手の個人的な事柄を題材としたS氏の事例や、その年の話題となった映画を題材とした事例等、大坊主踊りとはしながらも、14・15日の踊りのように集団として踊りの名前に沿った服装や振りが求められていない。

14日15日の盆踊りに関して2区は、近年の人口減少に伴う踊り手不足に加え、アヤ踊り・キツネ踊りの2つの村指定無形民俗文化財となっており、観光客にも人気の高い踊りを継承しており、自由に踊りを選択することは難しい。このような現状において、供養盆の踊りは観光客に対する見せ物としての芸能を意識する必要のないものとして、一踊り手としてではなく個人として自らの選択に基づいた趣向での踊りを可能にしている。

おわりに

無常講は葬儀の準備・運営の一切を担っており、昭和60年代に至っても、島内に葬儀業者の参入がなかったため葬儀社は浸透していなかった。しかし島内での葬儀屋の成立によって、無常講の役割の大部分が葬儀屋へ移行されていった。さらに、葬儀屋によって霊柩車が導入されたことで、無常講員が中心となって行った野辺送りの葬列が簡略化するに至った。このように葬儀において無常講の担っていた負担の多くが移行したことで、葬儀屋が成立する以前から、島内において委託が可能ではあった食事についても仕出し屋の導入も進められていったと考えられる。これに従い無常講の記録も講員の役割から喪主の役割へ移行し、無常箱での保管についても個人の選択にゆだねられるようになった。しかしながら、簡略的であれ野辺送りを担っていることや、講員はお金を講に掛けているという性質から葬儀における扶助の集金や葬儀記録を共同で保管する無常箱の継承は現在も行われている。

また姫島村の葬儀屋は島外の葬祭業者ではなく、いずれも島民による葬儀屋経営である点が特徴的である。葬儀屋が島民であるため、姫島村の葬儀を理解しており、葬儀について大きな変更や対応が求められることなく、無常講の担っていた準備等の負担がそのまま移行した形となった。これにより、葬儀屋への移行が浸透し、かつ無常講の役割が一部であれ残されていると考えられる。また日常的に関係をもつ島民である葬儀屋へ島民が寄せる信頼により、家族葬等にも、喪主と島民の間に立って対応を行うことができているのではないだろうか。

葬儀と盆踊りは、共に地区よりも小さい地域を単位として継承が行われていた。そして人口減少とともに、担い手確保のため、無常講は構内他班との統合、盆踊りでは地区への統合が行われている点は、対応が類似している。また供養盆をみると、観光客に周知せず新仏のための踊りとして実施することで、盆踊りの日程の中で他日とは異なる様相を示す。特に、島内の観客に絞られることで踊り手集団に所属する1踊り手として、個人的な裁量により、踊りの題材や振りを決めることが許容されており、8月14日15日と同じように地区中心に運営しているものの踊りに際する決定権が異なると言えるのではないだろうか。

なお、葬儀においては葬儀屋の今後の後継者や無常講の戸数の減少による班の統合、盆踊りにおいては、さらなる担い手不足への対応等どのような対応を行っていくのか、今後も同時代的な調査を進める必要がある。

註

(1)——総務省「市区町村別人口1万人当たり職員数一覧(単純値)(平成29年4月1日時点)大分県」
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/ruiji-dantai/syokuin-su_h29-44.html

(2)——姫島村史編集委員会『姫島村史』354頁

(3)——真戒寺・海岸寺いずれも隊列に大きな差はないが、ここでは海岸寺の隊列の例に記述した。

(4)——姫島村史編集委員会『姫島村史』354頁

(5)——『村報』1966年4月20日発行

(6)——『村報』1974年1月20日発行

(7)——姫島村史編集委員会『姫島村史』355頁

(8)——吉川周平1975「姫島の盆踊—風流と盆踊との研究の手がかりとして—」『演劇研究』7 125

(9)——2019年は台風の影響により、日程変更が行われ、かつ日程も供養盆と踊り合わせ2日とされたため、今回は含めない。また2020年はCOVID-19の影響により、供養盆のナカオドリのみ実施のため含めない。

(筑波大学大学院人文社会科学研究所 歴史・人類学専攻)

(2021年3月16日受付, 2021年7月27日審査終了)